

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。  
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

## 高額療養費の支給申請

医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額(月額)を超えた分が支給されます。

### 自己負担限度額(月額)

#### 【70歳未満世帯全体】

所得区分	3回目迄	4回目以降※
上位所得者	150,000 円+(医療費-500,000 円)×1%	83,400 円
一般	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%	44,400 円
低所得者	35,400 円	24,600 円

※診療を受けた月以前の12ヶ月間に3回以上の高額療養費の支給を受けている場合には、自己負担限度額が所得区分に応じて引き下げられます。

#### 【前期高齢者(70歳以上75歳未満)】

所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
現役並み所得者	44,400円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1% (4回目から44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

## 支給手続きの流れ

- (1) 該当すると思われる方には、入院・外来で診療を受けた月から約2ヶ月後に、組合より支給申請書を送付いたします。
- (2) 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して組合に送付してください。
- (3) 高額療養費の支給は、毎月21日を予定しております。

## 次の点にご留意ください

- (1) 入院時の食事療養・生活療養に係る自己負担額は合算対象となりません。  
また、個室代(差額ベッド代)などの保険給付対象外の自己負担額も合算対象となりません。
- (2) 70歳未満世帯の場合は、自己負担金額 21,000 円未満のものについては合算対象となりません。

## 支給額計算例

### モデル例①

熊本太郎(50歳)・花子(47歳) ○所得区分: 一般

太郎 入院 180,000 円負担 外来 21,000 円負担  
花子 外来 2,000 円負担※

医療費 670,000 円 自己負担合算額 201,000 円  
※自己負担額 21,000 円以下のものは合算対象となりません。

$$201,000 - \{80,100 + (670,000 - 267,000) \times 0.01\} = 116,870$$

支給金額 116,870 円

### モデル例②

熊本太郎(68歳) ○所得区分: 上位  
花子(71歳) ○所得区分: 課税一般

太郎 入院 83,400 円(限度額適用認定証を使用)  
花子 外来 21,000 円

- (1) 課税一般の外来限度額 12,000 円を超える 9,000 円を償還  
 $21,000 - 12,000 = 9,000$

支給金額 9,000 円

- (2) 70歳以上の被保険者について、個人外来分計算後のなお残る自己負担額と70歳未満の入院分の自己負担額を合算し、自己負担額を超えていれば、超えた額を支給します。

自己負担合算額  
 $12,000 + 83,400 = 95,400$  円  
上位所得者の 70 歳未満の世帯限度額 83,400 円  
 $95,400 - 83,400 = 12,000$  円

支給金額 12,000 円

平成22年度の補助申請は**平成23年3月31日まで**にお願いします。

各種補助申請は年度内をお願いします。期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助の対象期間】平成22年4月1日～平成23年3月31日

【申請できる期間】平成22年4月1日～平成23年3月31日

※領収証(写)は、対象者本人の氏名が記載されているものを添付してください。

### 傷病手当金の申請について

当組合では組合員の方が病気やけがなどで入院された場合、1日につき2,000円の手当金を支給しています。詳しくは次のとおりです。

◇対象となる方は： 加入から185日を経過した甲種組合員(先生)及び乙種組合員(従業員)本人

◇給付の限度日数： 年度90日まで

◇申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。  
その申請書を提出していただいた後、医療機関からのレセプトと照合し給付を決定します。

※甲種組合員(先生)には、こちらから申請用紙をお送りしますので、お申出は必要ございません。

### 後期高齢組合員の傷病見舞金

当組合では後期高齢組合員(後期高齢者で組合員資格を継続している甲種本人)の方が病気やけがなどで入院された場合、1日につき2,000円の見舞金を支給いたします。詳しくは次のとおりです。

- 対象となる方は： 加入から185日を経過した後期高齢組合員
- 給付の限度日数： 年度90日まで
- 申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。
- 必要な書類は： 入院証明書(入院期間が記載されているもの)(コピー可)



別紙で、**平成23年度の保険料減額申請**の文書を同封しております。減額基準や申請方法等をよくお読みになり、必要書類をご提出ください。

# こんな時どうなる？

当組合で  
よくあるご質問に  
お答えします。

**Q** 結婚して氏名が変わるので「氏名変更届」を提出しますが、その際は現在使用している被保険者証を添えて提出しなければいけませんか？数日中に病院に行くので被保険者証が必要なのですが。

**A** 原則、被保険者証を添えてご提出いただいておりますが、そのような場合は、「氏名変更届」だけ先にご提出ください。新しい被保険者証がお手元に届きましたら、旧被保険者証をご返却ください。

**Q** 歯科医師国保を喪失後、被保険者証を使用してしまいましたが、どうしたら良いですか？

**A** 喪失後は被保険者資格がないので、喪失日から被保険者証は使用できません。  
もし使用された場合は、組合までご連絡ください。使用されてから約2ヶ月後に、当組合より費用額を通知いたしますので、組合の口座までお振込みください。  
なお、当組合資格喪失後に加入された健康保険機関に「療養費払い」の申請をされますと返納された費用の払い戻しを受けることができますので、詳しくは新たに加わされた健康保険機関にお問い合わせください。



加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

## 編集後記

今月は三角西港に行ってきました。  
岸壁のすぐ近くまでスナメリが泳いでくることもあり、運と天気が良いと見ることができます。写真右のレストランからの景色も良いので、そこからじっくり探してみるのも良いと思います。(K.O)



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>